

# 農林水産省

プレスリリース

平成20年10月3日  
農林水産省

## 東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場における水銀剤使用について

10月2日、東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場において、禁止されている有機水銀剤が使用されていたとの発表がありました。

農林水産省は農業取締法第13条の規定に基づき、同日直ちに立入検査を行うとともに、本日付けで東京大学総長に対し、同条の規定に基づき、報告命令を発出しました。

また、同様の事案の再発を防止するため、本日付けで農業を使用する可能性のあるほ場を有する教育機関等に対し、指導通知を発出しました。

### 経緯及び立入検査の結果

- 10月2日、東京大学より以下のとおり発表が行われました。
  - 東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場において、[1]リンゴ及び柿の苗木の消毒、[2]実習田及び研究田で用いる種モミの消毒に有機水銀剤を使用した。
  - 実習田で栽培された米の一部は一般市民に販売し、研究田で栽培された米は研究に利用した後廃棄処分した。
- この発表を受け、農林水産省は、10月2日、農業取締法第13条の規定に基づき東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場に立入検査を行いました。結果の概要は以下のとおりです。
  - 研究用途で、水銀剤を通常の病害虫防除のために使用していた。
  - 農業取締法上での試験研究目的とは登録申請用データの作成等の限られた目的に限定されていることから、試験研究用であっても通常の病害虫防除のための使用は農業取締法違反に該当することを指導した。
  - 農業の保管管理が適切に行われておらず、保管していた農業の種類や数量も管理されていなかったことから、農業の適切な保管管理を指導した。
  - 実習用に使用した水銀剤の残液を不適切に土壌へ廃棄していた。
  - 収穫物等については現在外部機関へ分析を依頼中、土壌については10月3日以降分析を依頼予定。

### 東京大学に対する報告命令の発出

立入検査により、上記のような事実が明らかになったことから、本日、東京大学に対し、以下の事項について、農業取締法第13条の規定に基づき、報告命令を発出しました。

- 水銀剤の使用実態について
- 附属農場内で収穫された農作物等並びに水銀剤の残液の廃棄地点における土壌の分析法・分析結果
- 農業の保管・管理の状況

### 再発防止のための指導通知の発出

今回の事案は、農業取締法上の「研究目的」の範囲を誤解していたことから生じたものでもあることから、本日付けで、教育機関等に対し、以下のような内容による指導通知を発出しました。

- 農業登録のための試験等に使用する場合以外（例えば、通常の栽培管理の一環としての使用の場合）は、使用禁止農業の使用は行わないこと。
- 農業の保管管理に当たっては、法令に基づく管理を徹底すること。
- 試験研究で農業を使用した場合の収穫物及び農業等については、適切に保管・処分すること。
- 試験研究において、使用される「使用禁止農業」については、使用を最小限にとどめ、十分な安全対策を講ずること。

— お問い合わせ先 —

消費・安全局農産安全管理課農業対策室

担当者: 農業企画班 堀部、入江、栗山

代表: 03-3502-8111(内線4503)

ダイヤルイン: 03-3502-5969

FAX: 03-3501-3774

[ページトップへ](#)

Copyright 2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話: 03-3502-8111(代表)

**農林水産省**